

南砺市相倉伝統的建造物群保存地区保存計画

改正 平成 27 年 4 月 9 日南砺市教育委員会告示

南砺市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成 16 年南砺市条例第 105 号。以下「保存条例」という。）第 5 条の規定に基づき、南砺市相倉伝統的建造物群保存地区（以下「保存地区」という。）の保存計画を次のように定める。

1. 保存地区の保存に関する基本計画

（1）保存地区の概要

〈保存地区の地理〉

南砺市平地域（旧平村）は、富山県の西南端で白山支脈の山岳地帯に位置する。旧平村の北西を南西から北東に走る高清水断層崖は、1,000m級の山脈となって隣村との境界をなし、これに並行して美濃と飛騨の境に源を発する庄川が深い溪谷を刻んで村の中央を北東に流れている。また、村の南には人形山系の山並みの 1,700m前後の尾根が走り、岐阜県との境をなし、深い山林が村全体を覆っている。起伏が多く、急峻な地形で庄川沿いの僅かな段丘などに個々の集落が点在している。相倉の集落は、村のほぼ中心の庄川左岸に位置している。集落の広がる土地は、北東へ緩く傾斜する細長い台地であり、その北西はブナ、トチ、ミズナラなどの大木が生い茂る急傾斜地となり、南東は庄川の深い谷へと落ちる崖となっている。「クラ」は、岩壁を意味するので、集落の名称となっている相倉は「クラのある土地」を指していると解釈されている。

〈保存地区の歴史〉

先史時代に人類がこの雪深い地に住み、この地にふさわしい生活技術で命をつないであらうことが所々に出土する土器やその他の遺物によって立証されている。古代の平村周辺は、人形山を中心とした天台系の山岳修験道の場として開かれた。人里離れた深い山間の地であることから平家の落人伝説も残されている。中世には、五箇山一帯に浄土真宗が浸透し、真宗教徒による村落が作られていた。天文 21 年（1552）の瑞願寺（平村下梨）の古文書に「あいのくら」の記述がみられるので、これ以前に相倉集落が形成され、村として存立していたことが認められる。

近世の平村は加賀藩領であり、相倉集落は越中五箇山のうちの下梨谷に属していた。元和 5 年（1619）の検地帳によると村高は 121 石余で、和紙や塩硝が主要な産品であったことが記されている。また、薙畑とよばれる焼き畑の耕作地で稗・粟やそばなどが栽培され、食糧の自給が行われていた。戸数は寛文年間には 15 戸であったが、天保年間には 42 戸と記録され、明治 8 年（1875）には戸数 47 戸で、畑 24 町歩、山林 143 町歩であった。

明治 22 年（1889）に五箇山 70 ヶ村を分けて 25 ヶ村が平村となり、相倉集落はその一部となった。藩政時代以来利用していた城端町に通じる朴峠越えの道が至って難所であったことから明治 20 年に道谷新道が作られ、相倉はその登り口となったために、これまで以上に村の中で主要な集落となった。しかし、昭和初期に開通した自動車道は、この集落を避けて設けられたために、交通の要所としての相倉の重要性は失われていった。

太平洋戦争後の深刻な食糧難をむかえ、開拓地整備事業を取り入れて桑畑等の水田化が進められ、主食の自給化を図って来た。日本の急激な経済発展に起因する都市への人口流

出による過疎化と住民の高齢化は、ここ相倉集落にも見られる。また、明治 35 年に開設された小学校の分校も学童の減少により廃校となり、本校に統合されたことは集落の変貌を示す大きな出来事であった。

〈保存地区の生活〉

近代以前の五箇山の各集落では、それぞれに寺や道場・神社を中心にした信仰的な結合と、地域共同体の相互扶助の制度であるユイ（結）やコーリャク（合力）によって、精神的な堅い絆で結ばれたムラ集団の社会をつくり、それぞれの集落に独特の文化が育まれていたが、相倉では今でもそうした伝統的な社会的慣習と民俗文化の多くが受け継がれ、活き続けている。

山に囲まれ山と共に生活をしてきた人々は、周辺の山や耕作地を目的に応じて次のような言葉で区別し、長い年月の間、環境と生活の調和のための基本的概念としてきている。

「奥 山」：自然環境を維持するために手を加えない地域

「遠い山」：生活に必要な木・竹・茅・茸・山菜などを採取し、あるいはそのために若干の開削や造成をする地域

「近い山」：粟・稗・桑畑などのために開墾された斜面

「カイツ」：住居周辺の野菜・麻・楮畑などのための耕作地

「オオハイ」：集落背後の急傾斜地の林。雪崩を防止し、斜面の崩壊や土砂の流失を防ぐために木の伐採が禁じられている地域。「雪持林」ともいう。

この言葉と意味は現在も生きていて、環境と協調しながらの生活が続けられている。また、こうした山の暮らしを示す古い伝統的な生活用品や生産用品もそれぞれの家や集落内に設けられている資料館に数多く残されている。

〈史跡の指定〉

昭和 45 年には、相倉集落とその周辺の茅場を含む山林 42ha が国の史跡に指定され、合掌造り集落とその環境の保存が図られることとなった（別図－3）。当時は平村にも近代化の波がおしよせ、衣・食・住に変化がおこり、労働力の都市部への流出は村に過疎化をもたらした。これらのことが原因となって相互扶助の精神も希薄となり、伝統的集落景観の崩壊も進行していた。相倉が国の史跡として保存の対象となったのは、他の集落と較べて合掌造り家屋の残存状況が良好であったからである。以後も他の集落では合掌造り家屋だけでなく歴史的環境が急激に失われて現在に至っているが、相倉だけは、かつての村落景観を今日に伝えている。世界に誇れる歴史遺産としての相倉の今日があるのは、史跡指定以後の国・県・村・住民等の関係者によるたゆまない努力のたまものであり、今後もその努力を尊重しながら、歴史的集落と景観を保持しなければならない。

（2）保存地区の現況

相倉は、周辺の集落と同様に太平洋戦争後の近代化や産業構造の変化、人口の流出と過疎化の波を受けて来たが、集落の地理的立地条件や形態の基本的な部分は大きく改変されることなく、近代以前の状態がよく保存されている。ただし、昭和 33 年に集落の中央を貫いて作られた自動車のための道路によって、旧来の城端往来や生活道路とそれに面する形で配置されている各戸の敷地の構成が捉えにくくなっていて、集落の景観は少なからず影響を受けている。

集落内の住居は、五箇山地方独特の茅葺きの合掌造りの家屋であり、その周囲に伝統的形態の土蔵や板倉が建てられている状況はよく残されている。また、地区内にある「道場」

と呼ばれる浄土真宗の布教所と相念寺・地主神社は古いたたずまいを残していて、信仰の場として人々に親しまれ、折々の行事をとおして集落内の精神的結び付きの重要な役割を果たしている。

現在、伝統的な茅葺き合掌造り家屋は20棟残っている。また、かつて合掌造り家屋であったもので、合掌小屋組や茅葺き屋根などが改変されているものが5棟ある。

これらの合掌造り家屋の多くは江戸時代末期から明治時代にかけて建てられたものであるが、17世紀に遡るとみられるものも1棟ある。相念寺本堂と道場は江戸時代末期、地主神社本殿は大正時代である。

合掌造り家屋を中心とした伝統的建造物群と集落の構造要素である道・耕作地・水路・雪持林などは、おおよそ明治時代から昭和20年代にかけての時期の状況を伝えるもので、これらが周囲の環境とともにこの地方独特の歴史的風致を形成している。

(3) 保存地区の集落構成とその特徴

相倉集落は戸数19戸、人口55人（平成25年12月末現在）で、旧平村の22の集落の中では5番目に大きな集落で、周囲を山林で囲まれた標高400m前後の台地にある。台地の中心の平坦地は北東から南西へ約500m、南東より北西へ200m～300mの細長い土地で、この平坦地に屋敷地と耕作地があり、さらに北西及び南東の傾斜地の一部も耕作地に取り込まれている。保存地区はこの屋敷地と耕作地を中心とする部分であるが、北西の雪持林として維持されている傾斜地も含まれる。

集落内の主要道であった城端往来は、ほぼ直線状に北から南に向かって緩やかに上るが、集落の南半部で南西方向に曲がると勾配は急となり、つづら折りの山道となる。この城端往来から左右に数本の道が分かれ、曲線を描きながら耕作地の間に点在する各家を繋いでいる。なお、集落の西方の山から流れ出る谷川（仙道谷）の水を引き込み、北西の山際から湧き出した水と合わせ、いくつかの水路に分けて耕作地に流している。

屋敷地は、石垣を築いて平坦に造成されているが、周囲に塀や生け垣を設けることはなく、開放されている。多くの敷地は、主屋が建てられるだけの広さで、一部を除いて広い前庭を持つ家はない。付属屋は、土蔵や板倉・別棟の便所などであるが、これらは全ての家に付属しているものではない。

集落の守り神である地主神社は、集落の中央部、北西傾斜地の麓で高い位置にあり、年代を経た杉などの境内林に囲まれている。また、信仰の中心である浄土真宗の相念寺は地主神社の南西に本堂を南に向けて建ち、道場はこれと城端往来を挟んで相対する小高い位置で北西に面している。

耕作地のうち、屋敷地の周囲に点在する水田は、小規模で不整形なものであるが集落の北西にはややまとまった水田がみられる。これらの水田も屋敷地と同じく必要に応じて石垣がつけられている。また、北西の傾斜地には石垣を高く築いて水田が造られているが、この部分はかつて桑畑であったところである。相倉集落は村内でも最も養蚕の盛んな集落であったが、主食の自給化対策と養蚕の衰退が相まった昭和20年後半に桑畑の水田化が行われた。その他の畑は、傾斜地を開墾して造られ、主に野菜や豆類が栽培されている。

(4) 伝統的建造物群と特性と環境物件

〈伝統的建造物群〉

相倉集落の伝統的建造物群の主体をなす建築物は、五箇山と飛騨白川郷に特色的にみられるいわゆる「合掌造り」の家屋群である。これらの合掌造り家屋と、合掌造りを木造2

階建に改造した家屋、非合掌造りの木造家屋、これらの附属建物である便所、土蔵、板倉及び社寺建築、石造工作物等によって伝統的建造物群が構成されている。(伝統的建造物の分類別棟数については、別表－1、2を参照)

「合掌造り」は又首組の小屋構造によって、急勾配の切妻造り、茅葺きの屋根を支えるもので、一般の農家に比べて規模の大きなものが多い。又首組で急勾配の屋根はこの地方の重い豪雪に耐えるためのものであるが、小屋内を広くとって養蚕などの用に当てるためでもある。規模を大きくして、小屋内に2～3層の床を作ることや、構造的に不利ではあるが通風や採光に有利な切妻造りとするのもこの目的のためと考えられる。

急勾配で大型の切妻造りの茅葺き屋根の家々が群となって集落を構成する景観は、五箇山と飛騨白川郷の集落以外には見られないものであり、日本各地の農村景観とは際立った違いを見せている。その五箇山にあっても、かつては平、上平、利賀村の旧3村で合わせて70の集落に1,500棟を超える合掌造り家屋があったが、現在では、まとまった合掌造りの家屋群がみられるのは、相倉集落以外では相倉と同じく国史跡として保存が図られてきた旧上平村の菅沼集落だけとなっている。

相倉集落に現存する合掌造り家屋の多くは江戸時代末期から明治時代に建てられたものであるが、最も古いものは17世紀に溯ると推察される。また、新しいものは大正時代のもの2棟と昭和7年のもの1棟があり、この時代まで合掌造り家屋が造られていたことがわかる。平面は四間取りを基本としているが、規模の大きいものでは六間取りとなり、また、梁間の小さい家屋には広間型三間取りのものもみられる。妻側に半間ほどの下屋を造り、その中央寄りに出入口を設けている。多くは下屋の屋根も茅葺きとし大屋根との取り合いを葺き回すので、一見、入母屋風屋根となり、平側に出入口を設ける白川郷の合掌造り家屋とは異なった外観を呈している。

合掌造りを改造した家屋は、ウスバリより上の小屋を取り除き、新たに木造の2階を増築し、垂木構造・切妻造り・棧瓦または鉄板葺きとしたもので、現在の建物は昭和28年から49年の間に改造されたものである。非合掌造りの木造家屋は柱梁・垂木構造による2階建・棧瓦または鉄板葺きの建物で、規模と外観は改造家屋に類似している。いずれも大正時代から昭和30年代までの間に建てられたものであるが、このうちの大正時代から昭和時代初期に建てられたものは、当初は茅葺きであった。改造家屋と非合掌造りの木造家屋の存在は、相倉集落の家屋の形式の変化を具体的に示すものであり、また、現在では集落の景観に調和しているので、伝統的建造物群を構成するものとしての価値が認められる。

附属建物のうち便所は「センチャ」または「カンショ」と呼ばれ、家屋の入り口脇に別棟として設けられているもので、木造平屋建・切妻造り・棧瓦葺きまたは鉄板葺き（いずれも当初は又首構造の茅葺きであった）で、昭和7年の1棟を除き、いずれも明治時代の建築である。なお、このうち2棟は板倉と兼用となっている。板倉は木造2階建・切妻造り・棧瓦または鉄板葺き（多くは当初、茅葺きであった）で、明治時代初期から昭和38年までのものである。土蔵は、土蔵造り2階建・切妻造り・置き屋根形式・棧瓦または鉄板葺き（多くは、当初、栗板の木羽葺きであった）で昭和7年の1棟を除き、いずれも明治・大正時代の建築である。なお、板倉と土蔵は火災を考慮して、居住部分からやや離れた場所に建てられている。

社寺建築のうち、相念寺本堂は入母屋造り・茅葺き、道場は正面入母屋造り・背面切妻造り・茅葺き、地主神社本殿は一間社流造・こけら葺き、拝殿は入母屋造り・銅板葺き（当

初は茅葺き）となっている。また、工作物は地主神社の石鳥居などの石造物である。

〈環境物件〉

集落の旧火葬場や地主神社の境内社叢、旧城端街道、石垣、雪持林などは集落の重要な構成要素であり、相倉の歴史と生活を語る上に欠かせないものである。したがって、これらを環境物件とし、伝統的建造物群と一体となって価値を形成する歴史的風致を保存する。

（５）保存の基本方針と保存地区の範囲

合掌造り家屋を中心とした伝統的建造物群の文化財的価値を維持し、併せてこれと一体となって歴史的風致を形成している環境を保存し、住民の生活環境の向上を図る。

昭和 45 年史跡指定以後に行われてきた合掌造り家屋の屋根葺き替え・維持修理などは従来の方針どおりとし、これに加えて歴史的景観を損ねている非伝統的建造物等の修景を推進し、良好な住環境の整備と地域防災の充実を図る。

保存地区の範囲：別図－１に示す範囲。

保存地区面積：約 18.0 ヘクタール

２．保存地区内における伝統的建造物及び環境物件の決定

（１）伝統的建造物

イ．建築物：別表－１

ロ．工作物：別表－２

（２）環境物件：別表－３

（３）伝統的建造物及び環境物件の位置と範囲：別図－１、２

３．保存地区内における建造物及びその他の物件の保存整備計画

次の各号に従って保存整備を行う。具体的な基準は別に定める「五箇山合掌造り集落保存整備基準」に従うものとする。

（１）伝統的建造物の修理

伝統的建造物は、現状の構造及び屋根・外観の維持を目的とした修理を行う。後世の改造や修理で伝統的建造物の価値を甚だしく損ねているものについては、復原修理を行うことを基本とするが、個別的な経緯や事情も尊重する。復原は、科学的調査と根拠に基づくものとする。

（２）環境物件の修景と復旧

環境物件は現状維持を原則とするが、現状が歴史的風致を損ねる状態にあるものについては科学的調査と根拠に基づいて、修景、復旧、整備をする。

（３）伝統的建造物以外の建造物等の修景

伝統的建造物以外の建造物で現状が歴史的風致を損ねる状態にあるものについては、周囲の景観に調和させることを目的とした修景を行う。

（４）建造物の移転、除却、新築、増築、改築

伝統的建造物の移転、除却、新築、増築、改築及び伝統的建造物以外の建造物の新築、増築については、本条（１）～（３）に規定する修理、復原、修景、復旧、整備によるもの以外は行わないことを原則とするが、特別の事情により許可された場合には、規模・材料・屋根形式・棟高・軒高・色彩などが周囲の環境と調和したものとする。ただし、かつて有った家屋を科学的根拠に基づいて復原するもの以外は、合掌造り家屋に似せたものを造る

ことはできない。

(5) 道路・水路等の整備と復旧

道路の位置及び幅員は現状維持を原則とする。未舗装の地道は現状のままとし、既舗装の道路については、舗装改修時に歴史的景観を考慮し、地道風の仕上げとする。水路及び側溝の位置・幅員は現状維持を原則とするが、現状が歴史的風致を損ねる状態にあるものについては、科学的調査と根拠に基づいて修景、復旧、整備する。

(6) その他

アンテナ類・ガスボンベ等の屋外設備類、屋外の看板、標識などの類で歴史的風致を損ねる状態にあるものについては、修景、整備等を行う。

4. 建造物及び環境物件に係わる助成等

- (1) 市は保存整備計画に基づく事業に対し、別に定める「南砺市伝統的建造物群保存地区保存事業費補助金交付要綱」により、必要な助成をすることができる。
- (2) 市は保存整備事業の一体的運用と円滑化を図るため、別に定める「南砺市伝統的建造物群保存地区保存事業受託要綱」にしたがい、事業者の申し出により設計監理等の業務の委託を受けることができる。

5. 保存地区の保存のために必要な施設・設備の設置並びに環境整備計画

(1) 管理施設等

伝統的建造物のうち、その保存のために必要があるときは買上げや借上げを行い、保存地区の歴史的価値を周知・広報し、共有するために一般公開するほか、積極的な活用に努める。地区内には、保存地区を示す標識、説明板、案内板など必要な設備を設置する。これらの設備の設置にあたっては歴史的風致を損なわないように配慮する。

(2) 防災施設等

既存の防火設備の整備点検を行い、合掌造り家屋等の特性と集落の立地条件、地域の気候、風土を考慮した総合防災計画を策定し、計画的に実施を図る。その実施整備にあたっては、歴史的風致を損なわないように配慮する。

(3) 電柱等の整備

電力用及び電話用の配線、電柱については、移設や配線整理、地下埋設等によって歴史的景観の阻害とならないような措置をとる。

(4) 駐車場等

保存地区内の個別の駐車場や車庫の新設と車両の導入を制限し、歴史的風致の維持を図る。この目的のために、地域住民のための共同駐車場と外来者のための公共駐車場を保存地区外に設置することを検討する。

別表－ 1

伝統的建造物群（建築物）

整理番号	保存計画番号	物件種別	員数	所 在 地		備 考
001	1-1	主屋	1棟	富山県南砺市	相倉中の平 152	
	1-2	板倉	1棟	"	相倉中の平 134	
002	2	主屋	1棟	"	相倉中の平 173	合掌造
003	3-1	主屋	1棟	"	相倉中の平 170	旧合掌造
	3-2	土蔵	1棟	"	相倉中の平 172	
004	4-1	主屋	1棟	"	相倉中の平 234	旧合掌造
	4-2	土蔵	1棟	"	相倉中の平 234	
005	5-1	主屋	1棟	"	相倉中の平 231	合掌造
	5-2	便所	1棟	"	相倉中の平 231	旧又首組茅葺
	5-3	土蔵	1棟	"	相倉中の平 209	
006	6-1	主屋	1棟	"	相倉中の平 352	合掌造
	6-2	便所	1棟	"	相倉中の平 352	旧又首組茅葺
007	7-1	主屋	1棟	"	相倉中の平 220	
	7-2	土蔵	1棟	"	相倉中の平 220	
008	8	主屋	1棟	"	相倉中の平 126	合掌造
009	9	主屋	1棟	"	相倉中の平 257	
010	10-1	主屋	1棟	"	相倉中の平 298	旧2階建茅葺
	10-2	板倉	1棟	"	相倉中の平 298	
011	11-1	主屋	1棟	"	相倉中の平 300	合掌造
	11-2	便所	1棟	"	相倉中の平 300	旧又首組茅葺
	11-3	倉庫	1棟	"	相倉中の平 300	
	11-4	土蔵	1棟	"	相倉中の平 300	
012	12	寺院	1棟	"	相倉中の平 308	入母屋造茅葺
013	13-1	主屋	1棟	"	相倉中の平 344	旧2階建茅葺
	13-2	土蔵	1棟	"	相倉中の平 247	
014	14-1	主屋	1棟	"	相倉中の平 228	旧2階建茅葺
	14-2	便所	1棟	"	相倉中の平 228	旧又首組茅葺
	14-3	土蔵	1棟	"	相倉中の平 355	
015	15	主屋	1棟	"	相倉中の平 352	合掌造
016	16-1	主屋	1棟	"	相倉中の平 359	旧合掌造
	16-2	板倉	1棟	"	相倉中の平 362	
017	17	主屋	1棟	"	相倉中の平 328	旧合掌造
018	18	道場	1棟	"	相倉中の平 386	
019	19	主屋	1棟	"	相倉中の平 397	2階建茅葺
020	20-1	主屋	1棟	"	相倉中の平 427	合掌造
	20-2	便所	1棟	"	相倉中の平 427	旧又首組茅葺
	20-3	物置	1棟	"	相倉中の平 401	股建て茅葺 （旧主屋）
	20-4	板倉	1棟	"	相倉中の平 400	

整理番号	保存計画番号	物件種別	員数	所 在 地	備 考
021	21-1	主屋	1棟	富山県南砺市 相倉中の平 395	合掌造
	21-2	板倉	1棟	" 相倉中の平 391	
022	22-1	主屋	1棟	" 相倉中の平 380	合掌造
	22-2	土蔵	1棟	" 相倉中の平 350	
023	23	主屋	1棟	" 相倉中の平 438	合掌造・店舗
024	24	主屋	1棟	" 相倉中の平 445	合掌造・店舗
025	25-1	拝殿	1棟	" 相倉中の平 448	入母屋銅版葺 切妻鉄板葺 一間社流造
	25-2	本殿覆屋	1棟	" 相倉中の平 448	
	25-3	本殿	1棟	" 相倉中の平 448	
026	26	土蔵	1棟	" 相倉中の平 438	
027	27-1	主屋	1棟	" 相倉中の平 591	合掌造 旧又首組茅葺
	27-2	便所	1棟	" 相倉中の平 591	
	27-3	土蔵	1棟	" 相倉中の平 588	
028	28-1	主屋	1棟	" 相倉中の平 421	合掌造 旧中学校の寮
	28-2	倉庫	1棟	" 相倉中の平 421	
029	29-1	主屋	1棟	" 相倉中の平 418	合掌造 旧又首組茅葺
	29-2	便所	1棟	" 相倉中の平 418	
030	30-1	主屋	1棟	" 相倉中の平 804	
	30-2	土蔵	1棟	" 相倉中の平 806	
031	31-1	主屋	1棟	" 相倉中の平 796	合掌造 旧又首組茅葺
	31-2	便所	1棟	" 相倉中の平 796	
032	32	主屋	1棟	" 相倉中の平 815	合掌造
033	33	土蔵	1棟	" 相倉中の平 837	
034	34	主屋	1棟	" 相倉中の平 817	合掌造
035	35	板倉	1棟	" 相倉中の平 734	
036	36	主屋	1棟	" 相倉中の平 731	合掌造
037	37	主屋	1棟	" 相倉中の平 721	合掌造
038	38	主屋	1棟	" 相倉中の平 710	合掌造・店舗

○物件種別員数

主屋	32	倉庫	2	拝殿	1
便所	8	物置	1	本殿覆屋	1
板倉	6	寺院	1	本殿	1
土蔵	12	道場	1		
合 計					66

別表－ 2

伝統的建造物群（工作物）

整理番号	保存計画番号	物件種別	員数	所 在 地	備 考
001	25-4	社標	1	富山県南砺市 相倉中の平 448	
	25-5	石橋	1	" 相倉中の平 448	
	25-6	石鳥居	1	" 相倉中の平 448	
	25-7	石狛犬	1対	" 相倉中の平 448	
	25-8	石灯籠	1対	" 相倉中の平 448	

○物件種別員数

社標	1	石狛犬	1対
石橋	1	石灯籠	1対
石鳥居	1		
合 計			5

別表－ 3

伝統的建造物群（環境物件）

整理番号	保存計画番号	物件種別	員数	所 在 地	備 考
001	39	火葬場	1	富山県南砺市 相倉南平 133	釜場・斎場等
002	25-9	社叢	1	" 相倉中の平 48	
003	40	街道	1	" 相倉	村内を横断
004	41	石垣	1	" 相倉	村内全域
005	42	水路	1	" 相倉	村内全域
006	43	雪持林	1	" 相倉	集落の北西
007	44	夫婦狛犬	1	" 相倉中の平 81	
008	45	天狗の足跡	1	" 相倉中の平 501	

○物件種別員数

火葬場	1	林	2
街道	1	樹木	1
石垣	1	岩	1
水路	1		
合 計			8

図-1 伝統的建造物の位置と範囲

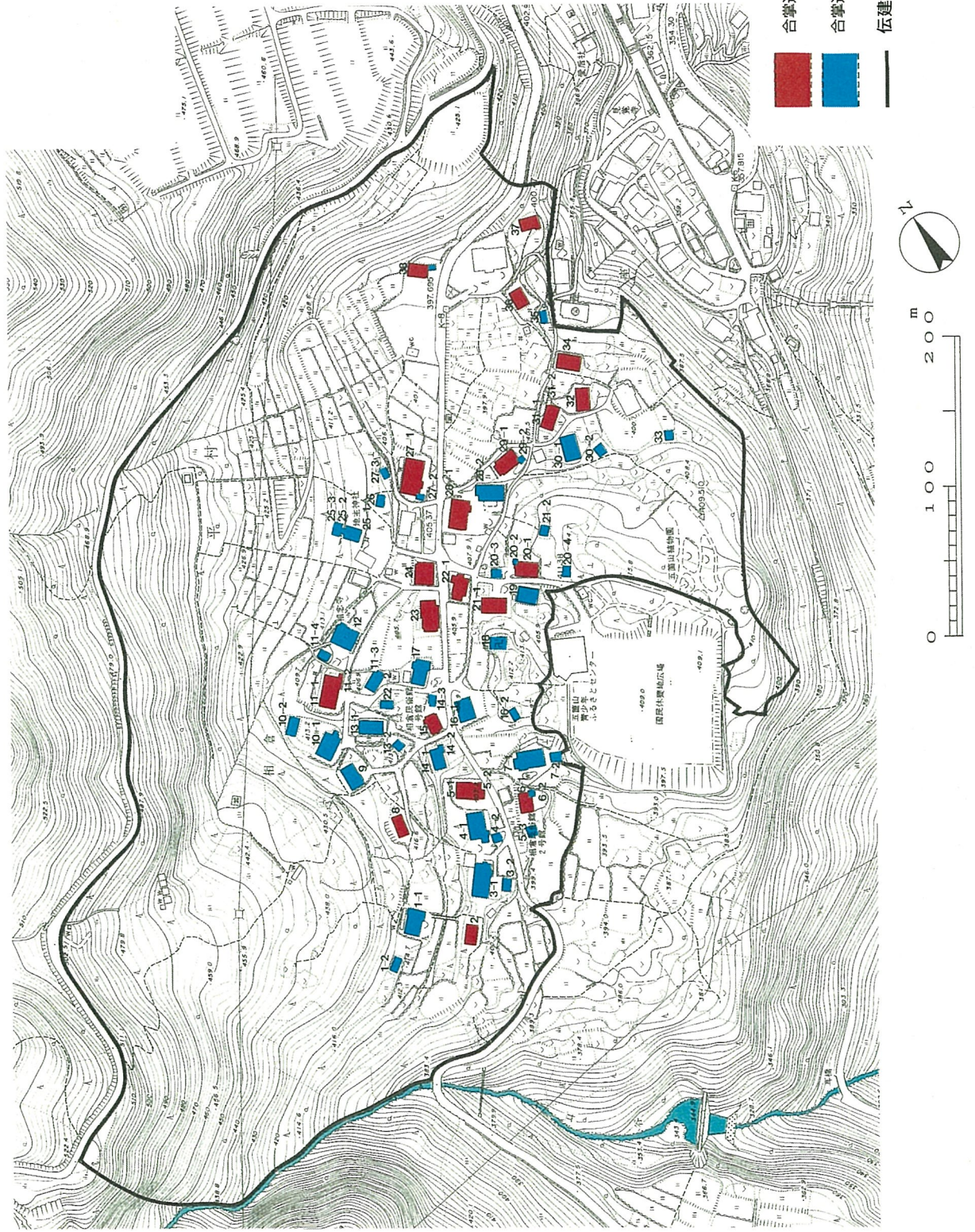


図-2 工物物及び環境物件の位置と範囲

